

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 4月23日
【会社名】	安田倉庫株式会社
【英訳名】	Yasuda Logistics Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 藤田 久行
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸三丁目3番8号
【電話番号】	東京03(3452)7311(代)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤原 和雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸三丁目3番8号
【電話番号】	東京03(3452)7311(代)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤原 和雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年4月23日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社安田ビルを消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で吸収合併契約書を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社安田ビル
本店の所在地	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目20番地3
代表者の氏名	取締役社長 小坂 大樹
資本金の額	60百万円（平成26年3月期）
純資産の額	3,166百万円（平成26年3月期）
総資産の額	7,575百万円（平成26年3月期）
事業の内容	不動産賃貸業

（注） 合併の効力発生日は平成27年7月1日を予定しております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高（百万円）	1,687	1,697	1,670
営業利益（百万円）	626	619	542
経常利益（百万円）	574	576	507
当期純利益（百万円）	340	349	307

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
安田倉庫株式会社	100.0

提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、株式会社安田ビルの発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社の従業員1名が株式会社安田ビルの取締役を、当社の役員1名が株式会社安田ビルの監査役を兼任しております。
取引関係	当社は、株式会社安田ビルに対し、所有不動産の管理を委託し、また所有不動産を賃貸しております。

(2) 吸収合併の目的

当社グループの経営の合理化・効率化を図ることを目的に、本合併を実施いたします。

(3) 吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社、株式会社安田ビルを消滅会社とする吸収合併方式で、株式会社安田ビルは本合併により解散いたします。

なお、当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく簡易合併の手続きにより、本合併を行う予定です。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社安田ビルの発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付及び割当ては行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社と株式会社安田ビルが平成27年4月23日に締結した吸収合併契約の内容は、後記の「吸収合併契約書（写し）」の通りです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	安田倉庫株式会社
本店の所在地	東京都港区海岸三丁目3番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 藤田 久行
資本金の額	3,602百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	物流事業及び不動産事業

吸収合併契約書（写し）

安田倉庫株式会社（以下「甲」という）と株式会社安田ビル（以下「乙」という）とは、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収合併）

1. 甲と乙とは、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行い、本合併により、甲は、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：安田倉庫株式会社
住所：東京都港区海岸三丁目3番8号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：株式会社安田ビル
住所：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目20番地3

第2条（本合併に際して交付する金銭等）

本合併は、甲と甲の完全子会社である乙との吸収合併であるため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第3条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 金0円
- (3) 利益準備金 金0円

第4条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ないで本合併を行う。

第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という）は、平成27年7月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙において協議し合意の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本合併の効力発生までの間において、それぞれ、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理及び運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ相手方と協議し合意の上、これを実行する。

第7条（従業員の処遇）

甲は、本合併の効力が生じる時点において乙と雇用契約を締結する者がいる場合には、本効力発生日において当該雇用契約を承継する。ただし、甲及び乙は、当該雇用契約における労働条件について、協議の上、必要に応じて別途調整する。

第8条（本合併の条件の変更又は本契約の解除）

本契約締結日から本合併の効力発生までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産若しくは権利義務に重大な変更が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは本合併の実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相手方と協議の上合意することにより、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条（別途協議）

本契約に定めのない事項又は本契約に定める条項に関して生じた疑義については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、これを解決する。

以上を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成27年4月23日

甲 東京都港区海岸三丁目3番8号
安田倉庫株式会社
代表取締役社長 藤田 久行
乙 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目20番地3
株式会社安田ビル
代表取締役社長 小坂 大樹